県内水道の統合・広域連携について

1 県内水道の統合・広域連携の検討経緯・・・・・・・12 統合に向けた状況について(水道用水供給事業)・・・・・43 統合・広域連携に向けた状況について(末端給水事業)・・64 水道広域化推進プランの策定について・・・・・・8

令和4年1月 千葉県総合企画部水政課

1 県内水道の統合・広域連携の検討経緯

- ① 県内水道の広域化については、平成13年11月第18回千葉県行政改革推進委員会において、
 - で 抜本的に水道事業のあり方を検討すべきである
 - ・水道事業も市町村との役割分担を考えるべき
 - ・水道局も大きな視野の中で新しい役割を検討する時期である

などの意見が示されたことを受け、その後、庁内検討会議、地域での検討会、 有識者による会議で検討が進められた。

- ② 平成19年2月に示された有識者会議の「提言」を踏まえ、平成22年3月に「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」(参考1-1)等を公表。リーディングケースとして、県営水道と九十九里地域・南房総地域の用水供給事業体の統合を進めることとした。
- ③ 平成22年6月県内水道の統合等に係る意向確認及びアンケート結果において、 関係事業体から水道料金のあり方などについて様々な意見が示された。
- ④ 平成24年度は、用水供給料金平準化の影響額を試算するため、県水道局及び 県内6用水供給事業体に対し、長期財政収支見通し調査を行った。
- ⑤ 平成25年度は、リーディングケースについて、「県内水道の統合・広域化の進め方(取組方針)案」を作成し、その後、関係市町村等への意向確認結果を踏まえ、修正案の作成を行った。
- ⑥ 平成26年5月~8月、担当課長会議、末端給水事業体の統合・広域化に関する 研修会、市町村長への直接説明などの協議を経て、9月以降、地域ごとに、末端給 水事業体の統合に関する勉強会が立ち上げられ、統合効果などの検討が進められた。
- ⑦ 平成27年7月、「県内水道の統合・広域化の進め方(取組方針)【修正案】」に 係る最終意向確認を実施したところ、九十九里・南房総地域の関係市町村等 (全27団体)から「賛成」の回答が得られた。
- ⑧ 平成27年9月「県内水道の統合・広域化の進め方(取組方針)」を公表。
- ⑨ 平成28年3月、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団、県水道局、 県水政課などによる「実務担当者による検討会議」を設置。
- ⑩ 平成28年3月以降「実務担当者による検討会議」において、水道事業体等の 意見を聞きながら、財政運営の見通し等について試算を行うなど検討を行った。
- ① 令和元年9月、水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画(千葉県版水道ビジョン) (参考1-2)を策定・公表。
- ② 令和2年4月、副知事を会長に、総合企画部長、企業局長、副市町村長等を委員とする「九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会準備会議」を設置した。

年 月	内 容
H13. 11	第 18 回千葉県行政改革推進委員会
H14. 1∼	県内水道問題協議会 (庁内検討会議)
H15.7∼H17.3	県内水道のあり方に関する検討会(地域での検討会)
H17.7~H19.2	県内水道経営検討委員会(有識者による会議)
H19. 2	「これからの千葉県内水道について〔提言〕」取りまとめ
H21. 9	九十九里・南房総地域(全21市町村長連名)からの要望 ※県内の水道料金の格差是正を図るため、九十九里・南房総地域の 水道用水供給事業体と千葉県水道局との統合を早期に実現すること。
H22. 3	「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」等を公表
H22. 6	意向確認・アンケート結果を公表
H22.6∼	県水道局との打合せ、庁内関係課検討会議
H24. 8	用水供給料金平準化の試算のための長期財政収支見通し調査 県水道局及び県内6用水供給事業体を対象
H25. 5∼H26. 3	「県内水道の統合・広域化の進め方(取組方針)案」を作成し、その 後、関係市町村等への意向確認結果を踏まえ、修正案を作成
H26.5~8	担当課長会議、末端給水事業体の統合・広域化に関する研修会、市町 村長への直接説明を実施
H27. 1	関係事業体に対し「末端給水事業体の統合・広域化に関する勉強会の 進捗状況等に係るアンケート」を実施
H27. 3	「県内水道の統合・広域化の進め方(取組方針)【修正案】における、 基本的な方向性に係る意向確認を実施
H27.7∼9	「県内水道の統合・広域化の進め方(取組方針)【修正案】における、 最終意向確認を実施した結果、九十九里・南房総地域の関係市町村等 (全27団体)から「賛成」の回答が得られた。 「県内水道の統合・広域化の進め方(取組方針)」を公表。
H28. 3∼	実務担当者による検討会議(九十九里地域水道企業団、南房総広域水 道企業団、県水道局、県水政課、県関係課)
R 元.9	水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画 (千葉県版水道ビジョン) を 策定・公表
R2.4~	「九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会準備会議」(会長:副知事、委員:総合企画部長、企業局長、副市町村長等)

1

県内水道の統合・広域化の当面の考え方

県内水道の統合・広域化については、有識者で構成された「県内水道経営検討 委員会」から平成19年2月に、「これからの千葉県内水道について」として提言が なされている。

県では、この提言を踏まえ、リーディングケースとして九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合の検討を進め、このたび、その検討結果がまとめられたところである。

県としては、この検討結果及び提言等を踏まえ、県内水道の統合・広域化に向けて 当面の考え方を下記のとおり示すものである。

記

1 基本的な考え方

- 県は、広域自治体として、広域的な水源の確保及び水道用水供給事業を担い、 市町村は、基礎自治体として、住民生活に密接なサービスである末端給水事業を 担うことを基本とする。
- 災害対策等の充実、合理的な施設の整備・更新、水道事業体の経営健全化促進など県内水道が抱える様々な課題に対処するためには、統合・広域化が最も有力な選択肢であると考える。
- 県内水道全体の将来の具体的な組織のあり方については、今後進めることとしている水道用水供給事業体の水平統合や県営水道が給水している11市における末端給水事業体のあり方の議論を踏まえながら、検討を進めていく。
- 上記検討を進めるに当たっては、県・市町村の役割分担と統合・広域化の 必要性について、関係者間で共通認識を共有できるよう十分に対話を行っていく。

2 水道用水供給事業体の統合・広域化

- 県・市町村の役割分担に基づき、県は、水道用水供給事業体の水平統合を 進めることを基本とする。
- まず、リーディングケースである九十九里地域・南房総地域の水道用水供給 事業体(九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団)については、 両企業団の構成市町村等の合意を前提に平成24年度を目途に県営水道との統合 を目指す。
- その他の地域については、統合に対する意見や取組に地域差があることから、 県の基本的な考え方と整合が取れるよう十分な対話を行い、合意形成を図り ながら、水道用水供給事業体の水平統合を進めていく。
- 統合後の用水供給料金については、当面は、従前の事業体単位で設定するが、 将来的には、料金格差の是正を図り、用水供給料金を県内同一とするため、 地域間の合意が得られるよう、検討を進めていく。

3 末端給水事業体の統合・広域化

(1) 県営水道が給水している地域(11市)

○ 県・市町村の役割分担に基づき、末端給水事業を市町村が担うよう調整を 進めていく。

なお、県営水道にあっては、末端給水事業が、住民生活に密接なサービスで あることに鑑み、市町村ごとに事業区分の明確化を検討していく。

○ この地域における末端給水事業体の統合・広域化に当たっては、基礎自治体 としての市町村の役割を踏まえた経営形態が実現できるよう、県と市町村間で 十分に対話を行いながら検討を進め、合意形成を図っていく。

(2) 県営水道が給水していない地域

○ 水道用水供給事業体の水平統合に併せ、経営主体である市町村の意見を踏まえ ながら、必要な支援を行っていく。

水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画(千葉県版水道ビジョン)について

1 基本計画の概要

(1) 策定の趣旨

本県においては、2020 年をピークに人口減少が見込まれる中、将来も引き続き県民に安定して水を届けるため、将来における県内水道の理想像を掲げ、それを実現するための当面 10 年間の取組(各事業体における取組と統合・広域連携による運営基盤強化の方向性)を提示した基本計画を令和元年9月に策定・公表した。

(2)計画期間

2019 年度から 2028 年度までの 10 年間

(3) 基本理念

「次世代の千葉を支える水道の確立」

(4) 将来における県内水道の理想像

- 【持続】安定して水を届ける揺るぎない運営基盤の確立
- ・【安全】県民が安心して飲める良質な水の供給体制の確立
- ・【強靭】災害時にも確実に水を届ける施設・体制の強化

(5) 理想像の実現に向けた 10 年間の取組

ア 個々の水道事業体の具体的な取組

【持続】

- ○計画的な施設更新の推進
- ・アセットマネジメントに基づく浄水場等の施設や管路の計画的な更新 等
- ○効率的かつ安定的な経営基盤の確立
- ・定期的な料金水準の見直し、施設のダウンサイジングや統廃合の検討 等
- ○技術職員の育成、確保と外部連携による技術力の確保
- ・各種研修への参加、積極的なリクルート活動、大規模事業体からの技術支援 等

【安全】

- 〇水質管理体制の強化
- ・水安全計画の策定、計画に基づく適切な水質監視等の実施等
- 〇水質汚染事故等への対応力の強化
- ・水源における水質異常時の水質監視の強化等
- ○簡易専用水道や水道未普及地域の衛生管理の対応
- ・簡易専用水道の法定検査受検の周知・啓発、未普及地域の水道整備の推進 等

【強靭】

- 〇病院等の重要給水施設に供給する施設等の計画的な耐震化の推進
- ・耐震化計画の策定、計画に基づく施設の耐震化の推進 等
- ○危機管理体制の強化
- ・燃料や復旧用資機材等の備蓄、各事象に対応したマニュアルの整備 等

イ 統合・広域連携による運営基盤強化の方向性

人口減少が見込まれる中、将来にわたり県民に水を安定的に供給するためには、個々の水道事業体において基盤強化の取組を推進する必要があるが、各事業体の取組のみでは限界があることから、以下のとおり、統合・広域連携を積極的に進めていく必要がある。

〇基本的な考え方

本県は水源に恵まれず、水源の大部分を利根川水系に依存しており、同じ利根川水系の水を使用する水道事業体の経営基盤に大きな地域格差がある。

このため、広域自治体である県が水源確保と用水供給事業を担い、基礎自治体である市町村が末端給水事業を担うことを基本に取り組むものとする。

〇水道用水供給事業

九十九里・ 南房総地域の用水供給事業体と県営水道の統合を、リーディング ケースとして取り組み、その検討状況を勘案し、適切な時期に、他の用水供給 事業体との統合に向け、合意形成を図っていく。

〇末端給水事業

・県営水道が給水している地域

各市の水道事業に対する関わり方も異なっていることから、これまでの経緯や 県と市の役割分担を踏まえ、関係市と十分に対話を行いながら検討を行っていく。

上記以外の地域

現在の用水供給事業体と、その構成市町村の枠組み(8 ブロック)を基本に、 具体的な検討を行う。

2 統合に向けた状況について(水道用水供給事業)

(1)「九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会準備会議」

ア目的

九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に向け、協議を円滑 に進めるため、統合に係る基本的な事項を協議することを目的として設置する。

イ 設 置

令和2年4月1日

ウ 組織構成

会長:副知事、委員:総合企画部長、企業局長、副市町村長等

- ・下部組織である幹事会、部会及び市町村等調整会議を設置
- ・ 部会(総務・財務・施設)にて検討した重要事項について、幹事会から準備会議へ 提案し、協議を進めていく。
- ・ 九十九里・南房総地域別の市町村等調整会議において、関係市町村・関係企業団と 丁寧に協議調整を進めていく。

面地域市町村等調整会議

設置

会 長:九十九里・南房総(企) 課長 委 員:末端給水事業体の課長、

※ 九十九里地域・南房総地域別に

市町村水道,財政担当課長等

準備会議

会 長:副知事

委 員:総合企画部長、県企業局長、関係市町村の副首長 等 オブザーバー(有識者)

幹事会

会 長:水政課長

委員:企業局総務企画課長、九十九里・南房総(企)事務局長、 各地域代表の課長



部 会

会 長:水道事業統合・広域化室長

委員:企業局総務企画課室長、九十九里・南房総(企)関係課長等

※ 総務・財務・施設部会を設置

工 協議事項

- (1) 水道用水供給料金に関する基本的な考え方
- (2) 県及び市町村の負担に関する基本的な考え方
- (3) 各企業団の資産及び負債の取扱い
- (4) 構成市町村の各企業団に係る出資金及び負債の取扱い
- (5) 施設整備の方針
- (6)職員の身分
- (7) 統合に係るスケジュール (統合協議会及び経営統合の期間等)
- (8) その他、会長が必要と認めた事項

才 取組状況

第1回準備会議(書面開催)(令和2年5月25日)

- ・下部組織である、幹事会、部会及び市町村等調整会議を設置
- ・今後の進め方等について協議
- 第1回部会(令和2年6月2日)
 - ・総務、財務、施設部会の進め方について
- 第2回総務部会(令和2年7月30日)
 - ・統合に係るスケジュール (統合協議会及び経営統合の期間等)
- 第2回財務·施設合同部会(令和2年7月30日)
 - ・協議事項について現況説明
- 第1回市町村等調整会議(令和2年8月6日、7日)※九十九里・南房総の地域ごとに開催
- 第3回合同部会(令和2年10月21日)
- 第2回市町村等調整会議(令和2年10月22日、23日)※九十九里・南房総の地域ごとに開催 第1回幹事会(令和2年10月28日)
 - 各協議事項の状況説明及び準備会議に提案する素案の検討
 - ・末端給水事業体の統合に向けたこれまでの協議状況と今後の進め方

第2回準備会議(令和2年11月12日)

- ・部会、市町村等調整会議及び幹事会での協議の経過及び結果等の説明
- 第4回合同部会(令和3年1月19日)
- 第3回市町村等調整会議(令和3年1月21日、22日)※九十九里・南房総の地域ごとに開催第3回計算会(会和3年2月26日)
- 第2回幹事会(令和3年2月26日)
 - ・各協議事項の状況説明及び準備会議に提案する素案の検討
 - ・末端給水事業体の統合に向けたこれまでの協議状況と今後の進め方

第3回準備会議(令和3年3月9日)

- ・部会、市町村等調整会議及び幹事会での協議の経過及び結果等の説明
- 第5回合同部会(令和3年6月1日)
- 第4回市町村等調整会議(令和3年6月7日、21日)※九十九里・南房総の地域ごとに開催
- 第3回幹事会(令和3年7月9日)
 - ・各協議事項の状況説明及び準備会議に提案する案の検討
 - ・末端給水事業体の統合に向けたこれまでの協議状況と今後の進め方

第4回準備会議(令和3年7月30日)

- ・部会、市町村等調整会議及び幹事会での協議の経過及び結果等の説明
- 第6回合同部会(令和3年11月17日)
- 第5回市町村等調整会議(令和3年11月29日、30日)※ $\upmath{^{3}}\upmath{^{1$
- 第4回幹事会(令和3年12月20日)
 - 各協議事項の状況説明及び準備会議に提案する案の検討

第5回準備会議(令和4年1月13日)

・部会、市町村等調整会議及び幹事会での協議の経過及び結果等の説明

カ 今後の取組

統合協議会準備会議の協議事項について、合意を得た上で、「(仮称)統合協議会」を 設置する。

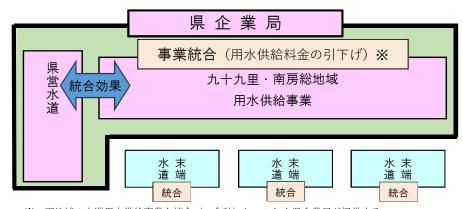
(2) 九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合の進め方

九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合(リーディングケース) については、以下のとおり進める。

- (1)国交付金による財源創出額を最大限活用することを前提とし、統合年度に九十九里・ 南房総地域を水道用水供給事業として事業統合し、県企業局が経営する(県営水道と の間で管理部門の集約、システム統合等の統合効果を創出)。
- (2) 事業統合により九十九里・南房総地域の水道用水供給料金を引き下げる。
- (3) 水道用水供給料金引下げのための財政措置として、県営水道との統合効果や、 国交付金の活用による財源創出額を充て、不足する額については、市町村水道総合 対策事業補助金の振替や、県(一般会計)と構成市町村において負担する。

【リーディングケースの進め方】

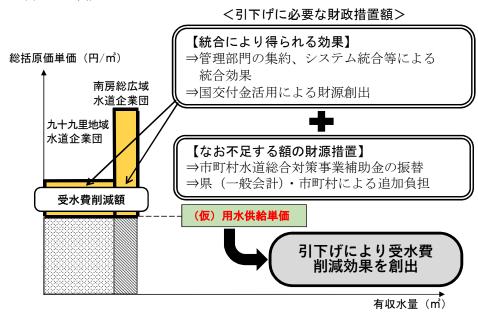
〈現 状〉 九十九里地域 南房総広域 水道企業団 水道企業団 県 企業 長生 山 水道事業 水道事業 水道事業 水 大 匝 武 山武市 水道事業 八多喜町 **企 企** (組) (4 事業体) (8事業体) <リーディングケースの統合>



※ 両地域の水道用水供給事業を統合(一会計)し、これを県企業局が経営する。

【用水供給単価引下げについて】

(イメージ図)



【受水費削減効果の活用】

九十九里・南房総地域において、末端給水事業体に受水費削減効果が創出される ことで、以下の効果が見込まれる。

- (1) 計画的な水道施設の更新
- (2) 将来的な水道料金の上昇を抑える備え
- (3) 市町村財政負担の軽減

3 統合・広域連携に向けた状況について(末端給水事業)

1 各地域における検討の状況

昨年9月に公表した千葉県版水道ビジョンでは、人口減少が見込まれる中、将来にわたり水を安定供給するためには、水道事業体の経営健全化、技術の確保、施設の更新等の課題解決を図る必要があるが、個々の取組のみでは、限界があることから、現在の水道用水供給事業体とその構成市町村の枠組みを基本に、県内8ブロックを設定し、統合・広域連携の検討を進めることとしている。

(1) 県営水道が給水している地域

県と市が給水している市がある一方、県のみが給水している市があり、各市の水道事業に対する関わり方も異なっていることから、これまでの経緯や県と市の役割分担を踏まえ、地域の水道事業の在り方について、関係市と十分に対話を行いながら検討を行っていくこととしており、県では、令和2年3月以降、関係11市や県企業局とともに、合計5回会議を開催し、水道事業の在り方について、検討を進めている。

(2) 九十九里地域·南房総地域

九十九里地域及び南房総地域では、県企業局との統合の効果を地域全体で享受するため、リーディングケースの協議と併行して、末端給水事業体の統合について検討を進めている。

ア 九十九里地域

(ア)検討状況

統合協議会準備会議での検討状況を踏まえつつ、令和3~4年度に、統合・広域化の方向性を定めた上で基本計画(素案)の作成を進める。

(イ) 研究会等の構成等

県内水道の統合・広域化の進め方に係る九十九里地域水道事業体会議

- ·設置時期:平成28年3月
- · 構 成 員:八匝水道企業団、山武郡市広域水道企業団、

長生郡市広域市町村圏組合水道部、山武市【事務局:山武郡市広域水道企業団】

※水道事業体会議(本会議)の下に、作業部会を設置

※平成29年度から九十九里地域水道企業団がオブザーバーとして参画

イ 南房総地域

(ア)検討状況

令和2年8月26日付けで以下について合意し、覚書を締結した。

- ①末端統合に係る基本的方向性。
- ②統合・広域化基本計画の策定及び協議検討をさらに進めること。

今後、安房・夷隅の各地域で新たな協議組織を立ち上げ、検討を進めていく。

(イ) 研究会等の構成等

南房総地域末端給水事業統合研究会 ※研究会の下に、作業部会を設置

- ・設置時期:平成27年7月(令和2年5月27日に終了)
- ・構成員:勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、

鋸南町、三芳水道企業団、南房総広域水道企業団

【事務局:南房総広域水道企業団】

(3) 印旛地域

ア 検討状況

印旛地域では、末端給水事業体の統合・広域連携に関する検討を行うために研究会を設置 し、統合した場合の財政運営等について検討を行ってきたが、事業統合ではすべての団体が メリットを得る枠組みは困難との結論であった。現在、既存の協議会で引き続き検討中。

イ 研究会の構成等

水道事業運営協議会 ※既存の組織

·設置時期:昭和46年4月

・構成員:成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、

酒々井町、長門川水道企業団

【事務局(令和3年度):長門川水道企業団】

(4) 東総地域

ア 検討状況

東総地域では、末端給水事業体の広域連携に関する検討を行うために研究会を設置し、 令和元年度に実施した基礎調査を踏まえ、令和2年度は水需要や施設配置、経営状況等を考慮し、業務・施設の共同化の可能性等について検討を行った。令和3年度も「管理の一体化・ 業務の共同化」を中心に検討を進める。

イ 研究会の構成等

東総地域末端給水事業広域連携研究会 ※研究会の下に、作業部会を設置

·設置時期:平成31年4月

• 構成員: 銚子市、旭市、東庄町、

東総広域水道企業団【事務局:東総広域水道企業団】

(5) 北千葉地域

ア 検討状況

北千葉地域では、水道広域化推進プランの策定に当たり、地域における水道事業の課題 共有と今後の統合・広域連携の在り方について勉強会を立ち上げ、検討が行われている。

イ 研究会の構成等

北千葉ブロックにおける水道広域化推進プラン策定に向けた勉強会

- ·設置時期:令和2年9月
- · 構 成 員:松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、 北千葉広域水道企業団、千葉県【事務局:北千葉広域水道企業団】

(6) 香取地域

ア 検討状況

香取地域では、水道広域化推進プランの策定に当たり、地域における水道事業の課題 共有と今後の統合・広域連携の在り方について勉強会を立ち上げ、検討が行われている。

イ 研究会の構成等

香取ブロックにおける水道広域化推進プラン策定に向けた勉強会

- 設置時期:令和2年9月
- · 構 成 員:香取市、神崎町、多古町、千葉県【事務局:香取市】

(7) 君津地域

ア 検討状況

県、君津地域4市(木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市)は、地域における水道事業の基盤強化を図るため、水道事業(君津地域4市)と水道用水供給事業(君津広域水道企業団)を統合し、新たに「かずさ水道広域連合企業団」を平成31年1月21日、総務大臣から設置許可を得たことから同日付けで設置し、平成31年4月1日より事業を開始した。

イ 検討の経緯

平成19年2月 千葉県県内水道経営委員会から「これからの千葉県内水道について」 の提言 君津地域水道事業のあり方検討会を発足。統合について協議を開始 平成19年6月 平成25年10月 4市長と君津広域水道企業団企業長が統合広域化の検討に合意し、 基本計画の策定を進める覚書を締結 平成26年2月 統合協議会を発足 平成29年10月 「君津地域水道事業統合広域化基本計画」に合意 「君津地域水道事業の統合広域化に関する基本協定」を締結 平成30年9月 「かずさ水道広域連合企業団規約(案)」の内容を構成団体で議決 平成31年1月 かずさ水道広域連合企業団設置許可(総務省)及び設置

ウ 広域連合の概要

- (ア) 名 称 かずさ水道広域連合企業団
- (イ) 構成団体 千葉県、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市
- (ウ) 処理する事務

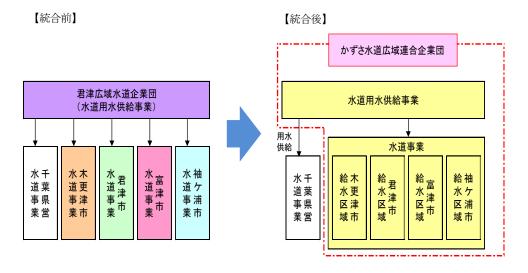
平成31年4月

・木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域の水道事業の経営に関する事務

かずさ水道広域連合企業団事業開始

- ・広域連合企業団及び千葉県の水道事業への水道用水供給事業の経営に関する事務
- (**工**) 設 置 日 平成31年1月21日
- (オ) 事業の開始 平成31年4月1日

(参 考) 君津地域水道事業の統合形態図



2 県の各地域に対する人的・財政的支援

(1)人的支援

- ・末端給水事業体の統合に係る研究会等の事務局を担う事業体への職員派遣
- 研究会等へのオブザーバー参加

(2) 財政的支援

各地域の研究会等が行う末端給水事業の統合・広域連携の調査検討に要する経費について 補助を実施

【補助金名】千葉県末端給水事業体の統合・広域連携に係る調査検討事業補助金

【補助対象】九十九里地域・夷隅地域・安房地域・印旛地域・東総地域の末端給水事業体等 (研究会等の事務局)

【対象経費】統合効果等の調査検討費用(コンサル委託)

【補助率】1/2以内(1地域10,000千円(2ヶ年度以内)を上限とする。)

7

4 水道広域化推進プランの策定について

(1) プランの概要

ア 策定の趣旨

国では、急速な人口減少や施設・管路の老朽化など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増 している中、水道事業の持続的な経営確保に向けて広域化を推進するため、都道府県に対し、 「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請している。

本県においても、今後人口減少が見込まれる中、将来にわたって県民に安定して水を届ける ためには、水道事業の運営基盤の強化に向けて広域化に積極的に取り組む必要があることか ら、統合等の具体的な枠組みや広域化の進め方などを示す計画を策定する。

※なお、策定に当たり、参考資料として「水道広域化推進プラン策定マニュアル」が示されている。

イ 基本的な考え方

(ア) 策定主体

策定は、都道府県が行う。

(イ) 策定期限、公表等

令和4年度末までに策定し、公表する。(策定後も、適宜改定する。)

ウ 具体的な記載事項

(ア) 水道事業者の経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し

経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況等)について、人口減少 や更新需要の増大等を反映し、現状と将来見通しを明らかにする。

(イ) 広域化のパターンごとの将来見诵しのシミュレーションと広域化の効果

水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画(千葉県版水道ビジョン)で示すブロックを基本とし、実現可能性等を考慮した広域化のパターン毎に、「広域化を行う場合」と「広域化しない場合」の将来見通しのシミュレーションを比較し、広域化の効果を明らかにする。

【広域化のパターン例】

- · 経営統合
- 施設の共同設置、共同利用
- ・事務の広域的処理(管理の一体化、システムの共同化)

(ウ) 今後の広域化の進め方や当面の具体的な取組内容等

上記(ア)及び(イ)を踏まえ、今後、各ブロックにおける具体的な枠組みや広域化の進め方などを記載する。

エ 策定に要する経費

「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象となり、国庫補助(交付率: 2分の1)が受けられる。

(2)策定スケジュール

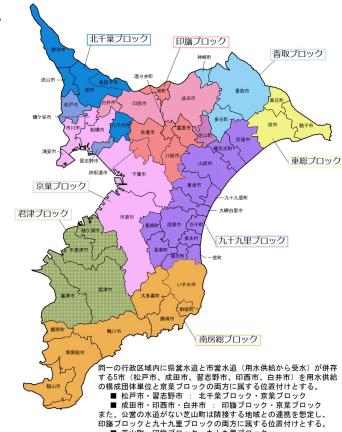
令和2年度

- ・水道広域化推進プラン策定支援業務委託の契約を締結(令和2年8月7日)。
- ・各事業体の財務や施設等の調査を踏まえたそれぞれの経営状況の分析や将来推計。
- 統合・広域連携に係る類型等の検討。

令和3年度~4年度

- ・複数の類型について、浄水場の統廃合や組織の効率化等を行った場合のシミュレーション。
- ・シミュレーション結果を基に市町村等との協議を丁寧に行いながら、令和4年度末を目途に 策定。

【水道事業基盤強化に係る 千葉県基本計画(千葉県版 水道ビジョン)のブロック の区分】



■ 芝山町:印旛ブロック・九十九里ブロック